

地域で事前に備えておくべきこと

紀の国防災人づくり塾・和歌山市会場
令和2年11月29日（日）

和歌山県防災企画課

1

避難所運営ゲームを終えて

避難所運営には様々な課題がある！

①避難所運営に必要なスペースの確保

②大勢の避難者や地区外からの避難者への対応
高齢者・障害者など、要配慮者への配慮

③食料やトイレなど物資の確保

2

避難所運営の空間配置

居住空間

- ・避難者の居住スペース（例：体育館、特別教室など）



共有空間

- ・居住空間の他に、避難者が共同で使用するスペース
- ・共有空間を設定する際は、その場所が適しているか考慮することが必要

【具体例】

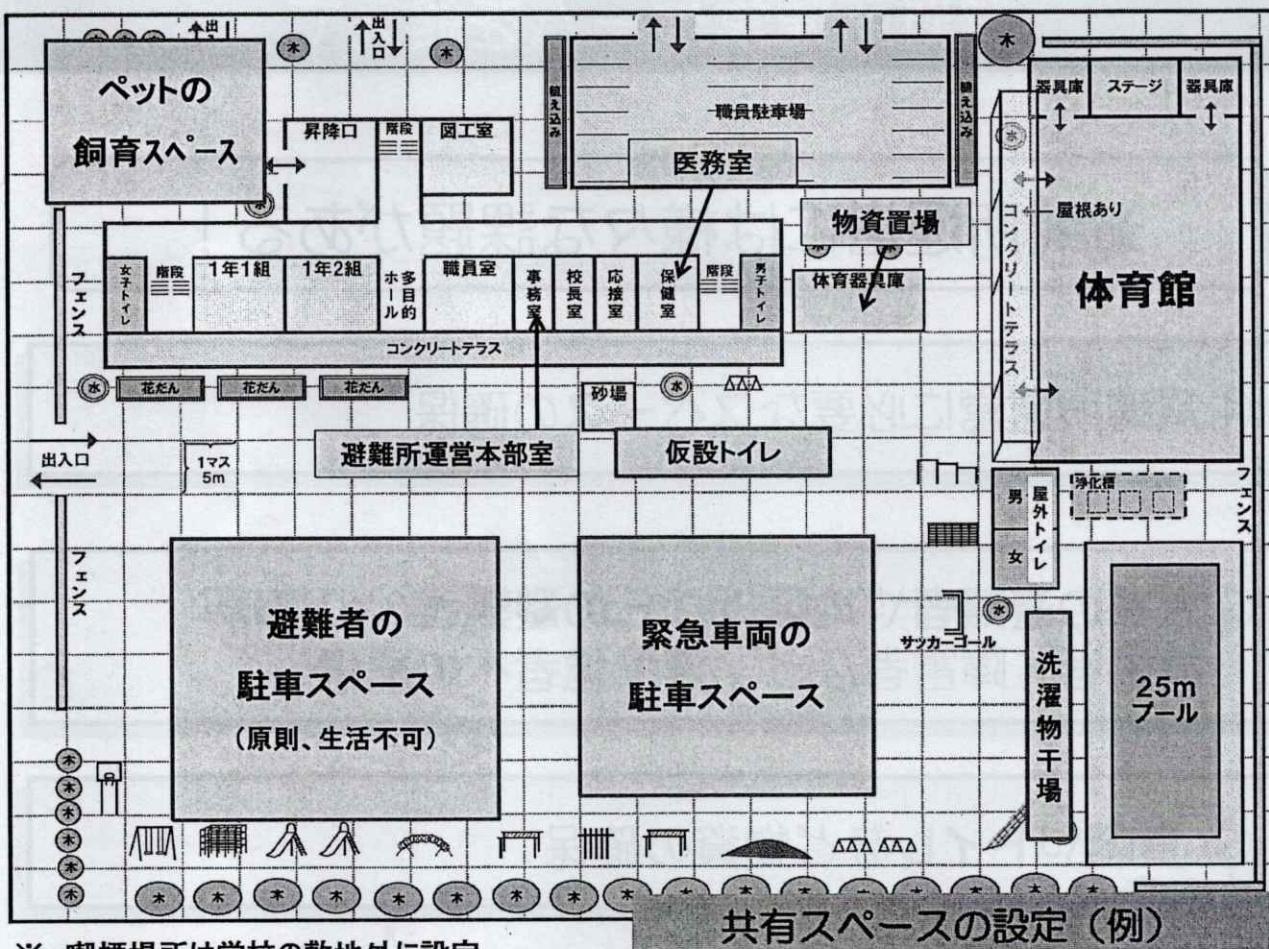
運営本部室・・・外部との連絡用に電話やパソコン機器などの使用可能な場所
食料・物資置場・・・直射日光が入らない駐車場からの搬入が便利な施錠可能な場所
ペットの飼育場・・・鳴声や臭気が避難者の迷惑にならないよう居住空間から離れた一角
駐車スペース・・・緊急車両等の乗り入れに支障がない場所を確保
仮設トイレ・・・居室空間から少し離れていて安全に行ける場所に男女別に配置

POINT

施設すべてを避難所として利用できるとは限らないので
事前に施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする！

※マニュアル 大規模避難所版 P.10-14に記載。

3



※ 喫煙場所は学校の敷地外に設定

4

要配慮者への配慮

【要配慮者】

高齢者
肢体不自由

視覚障害者

災害孤児

妊産婦

外国人

【配慮すべき事項】

出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保

食事、トイレなどの情報は必ず読み上げて伝える

周囲の見守り、肉親がいなくなったことへの心のケア

授乳や夜泣きなどに考慮し、授乳室を設置

避難所の情報は外国語やイラスト等で伝える

POINT

要配慮者それぞれの特性に応じて個別に対応することが必要

- 要介護などの要配慮者がいる場合には、避難所内にできる限り専用の居室を設ける
(1階で出入口が近く、日当たりや換気がよく、医務室やトイレに近い部屋)
- ただし、避難所内で十分なケアが困難な場合には、要配慮者の状態に優先順位をつけ、設備等が整っている社会福祉施設（福祉避難所）等へ移動するなどの対応が必要

※マニュアル 大規模避難所版 資料17「要配慮者の留意事項」に記載。

5

食料・物資の確保

○発災当初はライフライン等が寸断される可能性があり、食料やトイレなどの物資はすぐに確保できない場合がある。
⇒事前に地域や各家庭で備蓄を実施することが必要。

市町村・地域で準備しておくと良いもの

- 備蓄倉庫
- 貯水施設（プール、雨水タンク、耐震性貯水槽、井戸等）
- 食料・物資（食料・飲料水、医療品、救命道具、卓上コンロ、仮設トイレ等）
- 断熱材、パーテーション
- 非常用通信機器
- 非常用照明設備、非常用発電装置 など

市町村・地域で協力し避難所
に事前に用意しておく

各家庭で用意しておくと良いもの

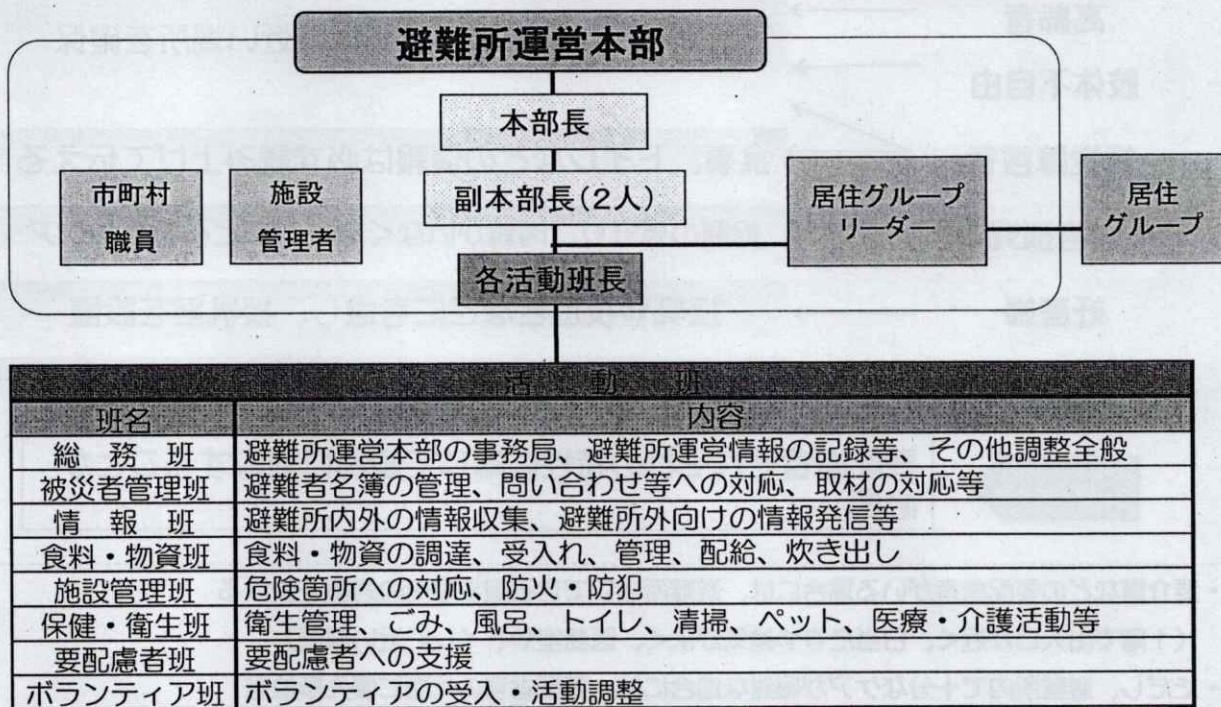
- 食料、飲料水
- ビニールシート
- 毛布、寝袋
- 歯磨き、洗面用具 など
- 万能ナイフ、卓上コンロ、工具類等

※ 各家庭での備蓄は1週間程度が望ましい（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ最終報告書）
⇒ 普段食べている食料でとろとろ式に備蓄

6

避難所の運営体系

- ◆ 大規模避難所では、避難所運営組織を組織して避難所運営に対応する
(大規模避難所100人以上が避難する避難所)



- ◆小規模避難所では、避難所運営リーダーを中心に市町村職員、施設管理者で協力して運営する

※マニュアル 大規模避難所版 P.18-20に記載。

7

その他 重要なこと

避難所の鍵の保管の取り決め

- ・大規模災害時には、市町村職員や避難所の施設管理者も被災する可能性がある
- ・夜間や休日もスムーズに避難所の開設ができるように、地域で避難所のカギの保管や開設方法を決めておく

マニュアル 大規模版 P.6に記載

避難者把握のため、避難者名簿の作成

- ・安否確認等の対応のため避難者名簿が必要
- ・名簿はペンと一緒に避難所に用意しておく

マニュアル 大規模版 資料3に記載

避難所の生活ルールの作成

- ・多くの避難者が共同生活を送るため、お互いに快適に過ごすためにルールを守って生活を送ることが必要
- ・事前に地域で話し合ってルールを決めておくと運営がスムーズになる

マニュアル 大規模版 資料4に記載

8

熊本地震における避難所の実態

避難所 物資届かず

町が定めた指定避難所に約500人が避難
→避難所運営に携わる人がおらず、食料が届くたびに無計画にバラバラと配られ、トラブルも発生。

避難所運営を1から100まで全て行政職員
が行う

⇒人手が足りず、避難所ごとの格差が生じるニーズや要望を把握しきれない

住民が避難所について知らないことが多かった
⇒自分の最寄りの避難所がペットとの同伴避難
が不可であることを知らなかった
福祉避難所を活用することが出来なかった 等



9

自主的に行われた避難所運営

○「奇跡」の避難所運営

住民の経験を生かして役割分担
日頃の住民間の信頼を基盤に
以前作成していた「職業名簿」をもとに、
調理員は炊き出し担当

看護師・介護士の資格を持つ人は
医療班等の役割を担ってもらう
⇒皆が出来ることを見つけ働くことで、
避難所全体の雰囲気が良くなつた。

専門家が「このように住民同士の連携が上手くいくのは珍しい」として、「奇跡」の避難所運営と称した。

○その他にも...

震災後話し合ってルールを作り、避難所運営を行うようになった自治会が、助け合うことで明るさと快適を取り戻していった事例が多数紹介されている。

「奇跡」の避難所運営



自民も選駆生かし役割分担

助け合い、被災地の力

助け合い 被災地の力



避難所運営「自分で」南河原・立野

（註）此處所引之「國力」，係指當時中國之實力，即中國在經濟、軍事、政治、文化等各方面之總體實力。而「國威」則指中國在國際社會上之影響力和威望。

10

最後に

避難所の運営方法を知る

- ・避難所運営の方法を知らないと、災害時すぐには避難所運営できない
- ・マニュアルなどにより、避難所の運営方法を知っていただきたい

地域で協力して避難所運営する

- ・市町村職員だけでは、大規模災害時の避難所運営は困難
- ・避難所運営リーダーの方々を中心に避難所運営に関わる方を決めていただき、災害時には市町村と協力して避難所運営を行っていただきたい

11

おわり

12